

正会員に対する処分及び勧告について

平成 30 年 10 月 12 日
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

本協会は、本日、下記のとおり、法令違反の事実が認められた正会員に対し、定款第23条第1項の規定に基づく処分及び同第24条の規定に基づく勧告を行いました。

記

○ mane oマーケット株式会社

I. 事実関係及び法令等適用

1. ファンドの取得勧誘に関し、虚偽の表示をした行為

- (1) mane oマーケット株式会社(本社 東京都千代田区。以下「当社」という。)は、平成 28 年 10 月 5 日以降、当社ウェブサイトにおいて多数の事業会社を運営者とするファンドの取得勧誘を行う「プラットフォーム事業」(いわゆるソーシャルレンディング)において、「株式会社グリーンインフラレンディング」(以下「営業者G I L社」という。)を営業者とするファンドの取得勧誘を行っている。平成 30 年 7 月 2 日現在運用中の当該ファンドは、ファンド数 1,455 本、出資残高 約 127 億 9,719 万円となっている。
- (2) 当社は、営業者G I L社に係るファンドの取得勧誘において、ファンド毎に特定された太陽光発電所やバイオマス発電所等の再生可能エネルギー事業の開発資金等にファンド資金を支出する旨を表示しており、営業者G I L社は調達した資金を主にその親会社である甲社に貸し付け、甲社が各種事業等に投融資を行っている。また、その貸付けは、甲社の関係会社を経由して行われている。
- (3) 甲社においては、ファンドから貸し付けられた資金及び自己の固有の事業に係る資金について、区分管理することなく、ほぼ全ての資金を1つの口座で入出金していた。

- (4) 甲社が、入金されたファンド資金をウェブサイト上で表示した出資対象事業と異なる事業等へ支出している事例が多数認められた。
- (5) 当社は、この間において取得勧誘を行ったファンドのウェブサイト上の資金使途の表示と実際の資金使途が同一となっているかについて確認せず、事実と異なる表示のまま取得勧誘を継続していた。
- (6) 当社の上記行為は、平成 29 年法律第 37 号による改正前の金融商品取引法第 38 条第 8 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 2 号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示を（略）する行為」に該当する。

2. 当社の管理上の問題点

- (1) 当社においては、ファンド資金の使途等の確認を甲社の関係会社に一任し、甲社における資金管理の実態や資金の使途を把握できる管理態勢を構築していなかった。
- (2) 当社の上記の状況は、金融商品取引法第 51 条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるとき」に該当する。

II. 処分及び勧告

1. 定款第 23 条第 1 項の規定に基づく処分

過怠金の賦課 60 万円

2. 定款第 24 条に基づく勧告

上記 1 の過怠金の賦課とあわせて、次の内容の勧告を行い、改善・顧客への周知を求めた。

- (1) 法令及び本協会の「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則」に基づく事業者・運営者に対する適正な審査の実施・モニタリングの徹底、顧客に対する情報提供・分かりやすい説明その他第二種金融商品取引業務を適切に行うための態勢を再構築するなど、再発防止策を策定・実行すること。
- (2) 行政処分、本協会の処分及び勧告の内容並びに改善対応策について、全ての顧客を対象に、適切な情報提供・説明を行うとともに、顧客からの問合せ等に対して適切に対応すること。

(3) 上記(1)及び(2)並びに平成30年7月13日付関東財務局長による業務改善命令の対応・実施状況について、同年10月26日(金)までに書面で報告するとともに、以降1か月ごとに報告すること。

Ⅲ. その他

本件について、平成30年7月6日、証券取引等監視委員会は処分勧告を行い¹、これを受け、同月13日、関東財務局長は、当社に対し、金融商品取引法第51条に基づく業務改善命令を行った²。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先 : 自主規制業務部 (電話 : 03-3667-2465)

¹ 証券取引等監視委員会ウェブサイト参照 (https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2018/2018/20180706-1.htm)

² 関東財務局ウェブサイト参照 (<http://kantou.mof.go.jp/kinyuu/pagekthp032000761.html>)